[JPX Weekly News]

日本取引所グループメールマガジン vol. 217 (2021/04/26)

<<< 今週の目次 >>>

- 【1】注目のニュース
- 【2】株式市場
- 【3】先物・オプション市場
- 【4】その他

※本号では、証券取引等監視委員会からの寄稿を掲載しています。

※ 以下については、証券取引等監視委員会のウェブサイト掲載にあたり、上記 目次【4】その他 ◆証券取引等監視委員会からの寄稿 No.238 を抜粋しております。

【4】その他

- ◆証券取引等監視委員会からの寄稿 No.238
- 1. 株式会社ニチダイ株券に係る相場操縦事件の告発について

証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」といいます。)は、令和3年3月26日、金融 商品取引法違反(安定操作)の嫌疑で、嫌疑者2名を大阪地方検察庁に告発しました。

https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2021/2021/20210326-1.html

【事案の概要】

第1 犯則嫌疑者 A 及び同 B は、共謀の上、東京証券取引所が開設する有価証券市場に上場されている株式会社ニチダイの株券について、その株価を信用取引に係る委託保証金の率の引上げ等の措置が解除される 3050 円以下に維持しようと企て、同株券の相場を安定させる目的をもって、金融商品取引法施行令で定めるところに違反して、平成 30年3月9日午後2時55分頃から同日午後3時頃までの間、前記市場において、指値3045円等に大量の売り注文を入れて上値を抑えるなどの方法により、A 名義で、証券会社2社を介し、同株券合計19万5700株を売り付けるとともに、A ほか1名義で、証券会社3社を介し、同株券合計18万6900株の売付けの委託を行い、その株価を3050円から3035円の間に安定させ、もって同市場における同株券の相場を安定させる目的をもって、一連の有価証券売買及びその委託をし

第2 犯則嫌疑者 A は、前記株式会社ニチダイの株券について、その株価を信用取引に係る 委託保証金の率の引上げ等の措置が回避される 3820 円以下に維持しようと企て、同株 券の相場を安定させる目的をもって、金融商品取引法施行令で定めるところに違反し て、同月 16 日午後 2 時 58 分頃から同日午後 3 時頃までの間、前記市場において、指値 3815 円等に大量の売り注文を入れて上値を抑えるなどの方法により、A 名義で、証券会 社 2 社を介し、同株券合計 8 万 4400 株を売り付けるとともに、証券会社 1 社を介し、 同株券合計 4 万 7600 株の売付けの委託を行い、その株価を 3820 円から 3810 円の間に 安定させ、もって同市場における同株券の相場を安定させる目的をもって、一連の有価 証券売買及びその委託をし

たものになります。

【本件の意義】

本件は、市場において重要な役割を果たしている増担保規制措置につき、人為的に、講じられない状態とした事案であり、市場の公正性に与えた影響等諸般の事情に照らし、悪質性が認められます。

証券監視委は、引き続き、市場の公正性・透明性の確保に向けて、本件のような重大で悪質な違反行為に対し、厳正に対応していきます。

■証券取引等監視委員会ウェブサイト

https://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm

■証券取引等監視委員会 Twitter

https://twitter.com/SESC_JAPAN

■市場へのメッセージ

https://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm